生活におぬりの方のための 支援制度があります

ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか

生活困窮者自立支援制度では、生活にお困りの方の相談を受け付け、ひとり ひとりの状況に合わせて、働くための支援、家賃相当額の支給などの住まいの 支援、家計の立て直しの支援など、さまざまな支援を提供しています



相談先

お住まいの地域の相談窓口で相談ができます。

ご本人だけではなく、家族など周りの方からの相談も受け付けます。

窓口に来ることが難しい場合は、まずは電話やメールで問い合わせることもできる場合があります。

相談窓口の一覧 https://minna-tunagaru.jp/ichiran/

▼相談窓口の一覧



仕事や生活に困っていらっしゃる方は、まずはご相談ください。 一人ひとりの状況に合わせて様々な支援を行います。

申立に向けた 相談支援

生活の困りごとや不安を支援 員がお聞きします。どのような 支援が必要か一緒に考え、寄 り添いながら自立に向けた支 援を行います。

(自立相談支援事業)

☆ 就労に向けた 支援

「働くことに不安がある」、「他の 人とコミュニケーションがうまく とれない」など、すぐに一般就労 が難しい方に、就労体験の機会 などを提供します。

(就労準備支援事業、就労訓練事業)

子どもの学習・ 生活の支援

学習支援を始め、基本的な生活 習慣を身につけるための支援、進 路選択に関するアドバイス、居場 所の提供など、子どもと保護者の 双方に必要な支援を行います。

(子どもの学習・生活支援事業)

↑ 住まいの維持・確保のための支援

離職などにより住まいを失った方、または失うおそれが高い方に、就職活動を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、家計の改善のために転居が必要な場合には転居費用の支援も行います。

(住居確保給付金)

る 家計の立て直しの ための支援

家計の「見える化」を支援員が一緒 に行い、立て直しのアドバイスを行 うことで早期の生活再生を支援しま す。

(家計改善支援事業)

- ※「住居確保給付金の支給」については、一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象です。
- ※「就労準備支援事業」、「居住支援事業」については、一定の資産・収入に関する対象者の要件がありますが、 自治体が本事業による支援が必要であると認める方なども対象としています。
- ※これらの事業のほか、関係機関などと連携し、適切な支援機関につなぐこともあります。

相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)

まずは地域の 相談窓口へ

各地域の窓口で相談ができます。生活の困りごとや不安を支援員にお話しください。



2 あなただけの プランを作ります

相談者の方の希望を 尊重しながら、目標や 支援内容を支援員が 一緒に考え、あなただ けの支援プランを作り ます。 支援決定・サービス提供

支援プランを元に、必要な事業やサービスにおつなぎします。状況を相談員が定期的に確認し、場合によってはプランを見直します。



4 自立し 安定した生活へ

支援の結果、自立に向けた目標を達成すると支援は終了です。その後は、必要に応じて支援員によるフォローアップが行われます。



八戸市にお住いの方で、生活にお困りの方は、下記にご相談ください。

八戸市生活自立相談支援センター (平日8時15分~17時受付)

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館9階

電話:0178-51-6655